

## 特別支援教育情報コーナー

### 通級指導教室が増えました

近年、通級指導教室において障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒が増加しています。

県は、全市町村における通級指導教室設置をめざし、今年度は小学校に3学級、中学校に6学級を新設しました。また、これとは別に小学校に7人、中学校に2人の担当者を増員しました（出雲教育事務所管内の状況は、別表参照）。

通級指導教室は、設置校の児童生徒への指導に限らず、広く近隣の学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒も対象として指導します。設置校の増加、担当者の増員により、地域における特別支援教育の推進拠点として機能していくことが期待されます。

一方、特別な支援の必要な児童生徒の在籍学級・在籍校では、通級指導教室との密な情報交換を行うことにより、その指導効果を一層高めていくことが望まれます。

（別表）  
通級指導教室の状況

平成22年度 設置校数及び担当者数（島根県全県）		
	設置校数	担当者数
小学校	25	47
中学校	18	21

未設置市町村  
東出雲町、美郷町、川本町

設置校数及び担当者数（出雲教育事務所管内）			
小学校			
平成21年度		平成22年度	
設置校数	担当者数	設置校数	担当者数
7	12	8（新規；来島小）	15
1校増、3名増			

設置校数及び担当者数（出雲教育事務所管内）			
中学校			
平成21年度		平成22年度	
設置校数	担当者数	設置校数	担当者数
4	4	6（新規；木次中、仁多中）	7
2校増、3名増			



### 通級指導教室の理解のために

「改訂版 通級による指導の手引き ●解説とQ&A ●」（文部科学省編著 第一法規発行）に、関連法規を含め詳細に記載されていますので、参照してください。

### 通級による指導

学校教育法施行規則第73条の21及び第73条の22に基づき、小・中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障がいの改善・克服に必要な特別の支援を「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける教育の形態。

### 対象となる児童生徒

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）  
肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒。

### 指導内容

通級による指導における教育課程は「特別の教育課程」となる。小・中学校の通常の教育課程に加えたり、一部を振り替えて実施したりする。特別な指導とは以下の2つ。

- 1 障がいに応じ、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導、すなわち特別支援学校における「自立活動」に相当する内容を有する指導。
- 2 障がいに応じて各教科の内容を補充するための特別の指導。（ただし、通級による指導においては、自立活動に相当する内容の指導を行うことが基本となり、特に必要がある場合には各教科の内容を補充するための指導を実施する。）

### 指導時間

年間35単位時間からおおむね年間280単位時間以内。LD、ADHDの児童生徒については、月1単位時間程度の指導でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）から年間280単位時間以内。

### 指導形態

- 1 自校通級  
○通級指導教室設置校の児童生徒が自校において指導を受ける形態。
- 2 他校通級  
○設置校以外の学校の児童生徒が、設置校に出向いて指導を受ける形態。
- 3 巡回による指導  
○通級指導教室担当者が、障がいに応じた特別の支援を必要とする児童生徒のいる学校に出向いて指導をする形態。

広域特別支援連携協議会ニュース

# ひろがるネット

第8号 平成22年9月発行

出雲教育事務所管内  
広域特別支援連携協議会事務局

島根県教育庁出雲教育事務所内  
〒693-8511 出雲市大津町1139  
電話0853-30-5682 FAX30-5686

平成22年度特別支援教育総合推進事業

## ◎第1回広域特別支援連携協議会開催

平成22年7月21日（水）午後 出雲合同庁舎

今年度、事業名が変わりました。「発達障害者等支援」という文字が削除され、「すべての障がいのある幼児児童生徒」に対する支援に包括されました。そして、以下の趣旨で「特別支援教育総合推進事業」を推進します。

趣旨「本事業は文部科学省の委託を受け、島根県において保育所（園）、幼稚園から高等学校までのすべての障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進するための特別支援教育の基幹事業である。」

### 平成22年度

#### 第1回広域特別支援連携協議会を終えて

所長 三島修治

本年度で広域特別支援連携協議会を設置して6年目を迎えます。本協議会を振り返ってみますと、各市町の特別支援教育の推進体制が大きく進んできていることがわかります。

昨年度の協議会では、組織・体制の課題だけでなく、児童生徒、保護者、学校を「支えるシステムの運用」と「支える人の育成」が話題になりました。協議をとおして、保護者・子どもの悩みや願いを受け止めて、支えていくためには、それぞれの地域や立場で関係者が「連携」して取り組んでいくことが大切であり、これからの取組の重点でもあることを確認しました。また、この「連携」をキーワードに、乳幼児期から子どもの成長や保護者の願いを関係者がどのようにつなげていくのか、事務局からの提案を基にご協議いただきました。その内容は「ひろがるネット7号」に掲載し、ホームページ等で各方面にお知らせしていますので取組の参考にさせていただければと思います。

ところで、本年7月には、島根県障害者自立支援協議会発達障がい者支援部会が、今後の県の発達障がい者支援施策のあり方について検討を行い、「発達障がい者支援のあり方について（報告書）」をとりまとめました。その中で、柱として4つの基本的な考え方を提示しています。

- (1) 市町村を中心とした地域支援体制の整備
  - (2) 発達障がい者支援センターの機能強化、専門性の向上
  - (3) 専門的な医療や療育を行える体制の整備
  - (4) 早期の気づきや理解促進に向けた啓発の推進
- 今後、これらの柱を基に、県、市町村、関係機関の間の役割分担を図りながら、発達障がい者支援施策が具体化される予定です。

出雲教育事務所における広域特別支援連携協議会では、発達障がいだけでなく、すべての障がいのある幼児、児童、生徒を対象に協議してきました。これまでの協議の内容を振り返ってみますと、この4つの柱に沿っての協議が行われてきたように思います。今回の協議会でも、相談体制づくり（支援体制）、職員研修（理解促進）についての協議が行われ、貴重な意見をたくさんいただきました。今後は、報告書の内容も参考にして協議したいと思います。

県教育委員会では、特別支援教育を一層推進するため、組織の見直しを行い、本年4月からは高校教育課の内室であった「特別支援教育室」を課と同格の外室にしました。また、新たに特別支援学級や通級指導教室を開設をしたり、既に開設されている通級指導教室の担当者の増員も行ったりして、指導体制の充実を図りました。このように、特別支援教育を一層推進していく組織・体制が整えられていますが、出雲教育事務所としても、引き続き、各市町教育委員会、関係諸機関とともに本事業の充実を図り、特別支援教育が総合的に進められるよう努めていきたいと考えています。

第1回広域特別支援連携協議会では、昨年度の話し合いの内容を受け、各市町における「相談支援体制の充実」と「教職員の研修」の必要性について各市町の情報を交換しました。そして、特別支援教育推進のための話し合いを深めました。

要点は、内ページにありますのでご覧ください。

## 市町の相談支援チームの成果と課題

### 成果

- 専門の見地からの具体的な支援方法等の指導がなされ、日常の支援や指導に生かすことができた。
- 担任の迷いを解消でき、余裕のある対応ができた。
- 通級による指導につなげることができた。
- 保育所、幼稚園、小・中学校での特別支援教育にかかわる研修の機会をもつことができた。
- 各種専門機関と連携した相談支援活動を行うことができた。
- 巡回相談員の具体的な観察、聴き取り調査、発達検査により各校、園、所で適切な支援策を講じる資料が提供された。保護者と、学校、園との共通理解を図る上でとても役立った。
- 就学指導委員会前にそれぞれの対象者の状況をチームとして検討できた。



### 意見交換から

- 小・中学校であった手厚い支援を高等学校でも継続してほしい。
  - ・高等学校にも、特別支援教育について専門的な知識のある教員が必要だ。コーディネーターとしてフリーで活動できる位置づけがある。
  - ・管理職が代われば学校も変わるが、特別支援教育推進の意識や組織的取組は、より充実したものに発展しなくてはならない。「管理職の資質向上」は、県としての課題であり、具体的な取組がもっと必要だ。
- 個別の教育支援計画作成に至る保護者同意を得ることが難しい。斐川町のように福祉段階からのフォローを進める必要がある。
- 相談機関が保護者と学校の間に入り理解を図っていく方法もあるが、基本は学校や担任が保護者との信頼関係を築くことである。学校・担任が自ら努力する姿勢をもちたい。
- ヘルパーや支援員は、子どものことをよく知っている。支援会議等に参加できるよう勤務時間への配慮も必要だ。

相談支援チームのある市町では、小回りのきく相談活動がなされている。

### 工夫

- 保護者の了解の下で、相談結果を、学校に伝え連携をとって支援に当たる。
- できるだけ要請に速やかに対応するため、事務手続きの簡素化、相談窓口の一本化を図る。
- 市町の特別支援連携協議会内の相談・支援チームと外部の相談機関とが連携した相談支援活動を実施する。
- 必要に応じて、観察、相談、検査等を実施すると共に、ケース会議等に参加する。

### 課題

- 継続して同じ委員(相談員)に見てもらえるシステムづくり。
- 保護者の了解に至らないケースについての教育的支援のあり方。
- 幼稚園、保育所での取組に広げていくこと。
- 園・所・校内支援会議の実施。
- 保護者の気持ちを配慮したアプローチの工夫。
- 生徒指導的な側面を大切に幼児児童生徒観察。
- 専門機関との連携強化。
- 各相談員の負担軽減(校務、学級担任などの仕事とのかわり)。
- 相談員の資質向上(心理検査の実施、分析など)。

## 市町の職員研修

これらの研修会は、毎年継続して計画的に行われることが重要である。

「個別の教育支援計画」による引き継ぎの重要性は再三述べられている。

各市町で統一した「支援ファイル」や「個別の指導計画」を現場で実際に使用するためには、作成手順、記入方法、保護者への説明の仕方等を関係者全てが理解しておくことが欠かせない。

そうした視点から、幼・小・中の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、説明会をもつ市町があった。

また、引き継ぎについては、中学校区ごとに管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等が会して、個別の移行支援計画を作成する市町もあった。

通級指導教室担当者や院内学級担当者は、担当者が少ないことから、関係者が一堂に会することにより、情報交換、情報共有、研修を進めることが重要であり、教育委員会が主催し、機会の確保(年3回程度)をしている市町がある。また、市町によっては、経験豊富な担当者のいる通級指導教室を会場に毎月研修会を行っているところもある。

通級指導教室が、出雲教育事務所管内全ての市町に設置されたので、市町の枠を超えた研修や、管内全体での研修機会を確保することも検討する必要がある。

通級指導教室が新設された市町では、管理職、特別支援教育コーディネーター、保・小・中の関係者を対象に「通級指導教室研修会」がもたれた。通級指導教室について理解し、適切な活用方法を学ぶことにより地域の特別支援教育を推進するねらいがある。

通級指導教室での指導内容は「自立活動」が中心であることなど、就学指導上必要な情報を共有することができた。

雲南市では、年度当初に幼・小・中の管理職、特別支援教育コーディネーターを対象に「雲南市特別支援教育説明会」(就学指導委員会、教育相談、通級指導教室、個別の教育支援計画、高等部受検等について)を開催した。

年度当初に、特別支援教育に関わるシステムや手続き等を一斉に説明する機会をもったことは、各園や学校が見通しをもって特別支援教育に取り組む上で大変に有効であった。

平成22年度、宍道高校が新設された。進路選択肢の一つとして期待されている。教育委員会の主催で特別支援教育コーディネーター等を対象に、宍道高校見学会を行った市町があった。

特に進路指導にかかわる関係者は、進学先について多くの情報をもつことが必要であり、教育委員会のリーダーシップで行われたことは有効であった。情報収集という点では、特別支援学校見学が各校においてなされているが、保・幼・小の関係者も積極的にいき、将来を見据えた進路指導ができるようにしていくことが重要である。

近年、様々な支援員により、幼児児童生徒の支援がなされている。支援員は、直接幼児児童生徒にかかわるために、子どもに関する情報の共有はもとより、支援方法についての理解も不可欠である。

市町によっては、支援員対象に特別支援教育の研修会を行っているところもある。

平成19年4月1日に学校教育法の一部が改正され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての園・学校において特別支援教育を推進することが規定された。

このことから、市町の全教職員を対象とした特別支援教育の研修会や講演会を教育委員会等が企画するところが増えている。

それに加えて、特に幼稚園や保育所など校種別に発達段階を考慮した研修を実施している市町もある。

また、未就学児にかかわる保健師を対象としての研修を実施している市町もあり、教育と福祉の部局を超えた連携が進められている好事例である。

出雲養護学校は、毎夏特別支援教育コーディネーター研修会(基本的に中学校対象)を開催し、高等学校の特別支援教育コーディネーターにも参加を呼びかけている。併せて、高等部の理解も図っている。また、保・幼の特別支援教育コーディネーター対象に早期教育対応の研修会も行っている。

各校の研修の機会として活用してほしい。